

平成 26 年 1 月 20 日
健康部生活衛生課

平成 26 年度練馬区食品衛生監視指導計画（案）について

1 計画策定

(1) 計画の策定

区民の食の安全・安心のため、食品衛生法第 24 条の規定に基づき、区長は毎年度食品衛生監視指導計画を定めることとなっている。これを受け、「平成 26 年度練馬区食品衛生監視指導計画」(以下「計画」という。)を策定する。

(2) 計画期間

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで（平成 26 年度）

(3) 区民等の意見の反映

区報及びホームページにおいて意見を募集し、その意見を参考に計画を策定する。

2 計画案（別紙）の概要

(1) 計画の目的

食品等事業者の監視指導および消費者への普及啓発、ならびに食中毒等により健康被害が発生した場合の危害除去を行い、食品等に起因する衛生上の危害の発生の未然防止および被害の拡大を防止し、区民の食生活の安全確保を図る。

(2) 監視指導事業

区内で製造・加工・調理される食品や流通・販売される食品に関し、監視指導を行い事故を未然に防止することで、区民の食生活の安全確保を図る。また、新たに成立した食品表示法の施行の準備を進め、適正な食品表示対策を図る。

(3) 収去検査

監視指導事業にあわせて、収去検査を実施する。

(4) 食品等事業者における自主的な衛生管理の推進

自主的な衛生管理に関する技術および情報を食品等事業者に提供し、支援を図る。

(5) 区民・事業者・行政間の情報および意見の交換（リスクコミュニケーション）

食品衛生に関する情報をリーフレット、広報紙および区のホームページで提供するほか、講習会、シンポジウムなどを開催し、食品衛生の普及啓発を図る。

(6) 危機管理体制

食品衛生法に違反した食品の発見や、食品による危害が報告された際には、原因を調査するとともに再発防止策を指導する。

(7) 不利益処分等

食中毒の発生や違反食品の発見など、緊急の安全確保が必要とされる場合は、危害の除去命令などの不利益処分を行い、公表する。

(8) 監視指導の実施体制および連携体制の整備

食品衛生に関する監視指導は、生活衛生課の食品衛生監視員が実施する。また、庁内関係部署や関係機関と連携し、食品の安全確保に取り組んでいく。

(9) 試験検査の実施体制

収去した検体の試験検査は生活衛生課試験検査係および民間登録検査機関で実施し、食中毒調査の試験検査は東京都健康安全研究センターで実施する。

(10) 食品衛生監視員の資質の向上

厚生労働省、都および特別区が実施する研修、講習会への参加により、食品衛生監視員の知識および監視技術の向上を図る。

3 平成 26 年度計画における重点事項

(1) ノロウイルス食中毒対策

ノロウイルスによる食中毒の発生を防止するため、食中毒が発生した場合に症状が重篤化しやすい高齢者・子供等が利用する集団給食施設や、一般飲食店等の食品事業者を対象に、従業員の体調管理や手洗いの重要性、食品への二次汚染防止などの予防策について重点的に指導する。また区民に対しても、ノロウイルスに関する正しい知識とその予防方法について啓発に努める。

(2) 食肉の生食等による食中毒対策

近年、食肉の生食や加熱不足等による食中毒が多発しており、特に平成 24 年 7 月に牛肝臓の生食が禁止されてからは、鶏肉や豚肉（肝臓を含む）の生食等による食中毒が増加していることから、食肉の生食の危険性について周知を徹底し、食肉を取り扱う施設を重点的に監視する。また区民に対しても食肉の生食の危険性について、区報、区ホームページ、食品衛生だより等を活用し、引き続き普及啓発を行う。また、生食用食肉（牛肉・馬肉）取扱施設については、基準の遵守を指導する。

4 計画策定までのスケジュール

1月11日(土) 平成26年度練馬区食品衛生監視指導計画(案)に対する意見募集
(区報およびホームページ掲載済)

意見募集期間：1月11日(土)から1月31日(金)の21日間

1月29日(水) 第2回練馬区食品衛生推進員会議にて意見交換

3月中旬 平成26年度練馬区食品衛生監視指導計画の策定
策定後、区ホームページ等で公表